

第1回東松島市地域支え合い推進委員会

日 時：平成29年9月5日（火）
午前10時00分～

場 所：東松島市老人福祉センター
集会室

<委嘱状交付>

1. 開 会

2. あいさつ

社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会
会 長 海 道 義

3. 委員及び事務局職員の紹介

4. 生活支援体制整備事業理解のために

(1) 講 演 テーマ『「協議体づくりの基本1」 協議体はワイワイガヤ
ガヤで地域をつくる!』・・・資料1

講 師 仙台白百合女子大学人間学部 准教授 志水 田鶴子 氏

(2) 社会福祉法人東松島市社会福祉協議会東松島市地域支え合い推進委
員会設置要綱について・・・資料2

5. 協議・報告事項

(1) 正副委員長の互選

(2) 東松島市の高齢者状況及び地域での活動について・・・資料3

(3) 今後のスケジュールについて・・・資料4

(4) その他

6. 閉 会

協議体づくりの基本1
協議体はワイワイガヤガヤで
地域をつくる！

仙台白百合女子大学人間学部

志水 田鶴子

2015年4月の 介護保険制度改革のポイント

- 介護予防は地域づくりの副産物
- 地域特性に応じた「地域包括ケアシステム」

地域づくりのためのツール

新しい地域支援事業

新しい総合事業

介護予防・生活支援サービス事業
一般介護予防事業

生活支援サービスの 体制整備

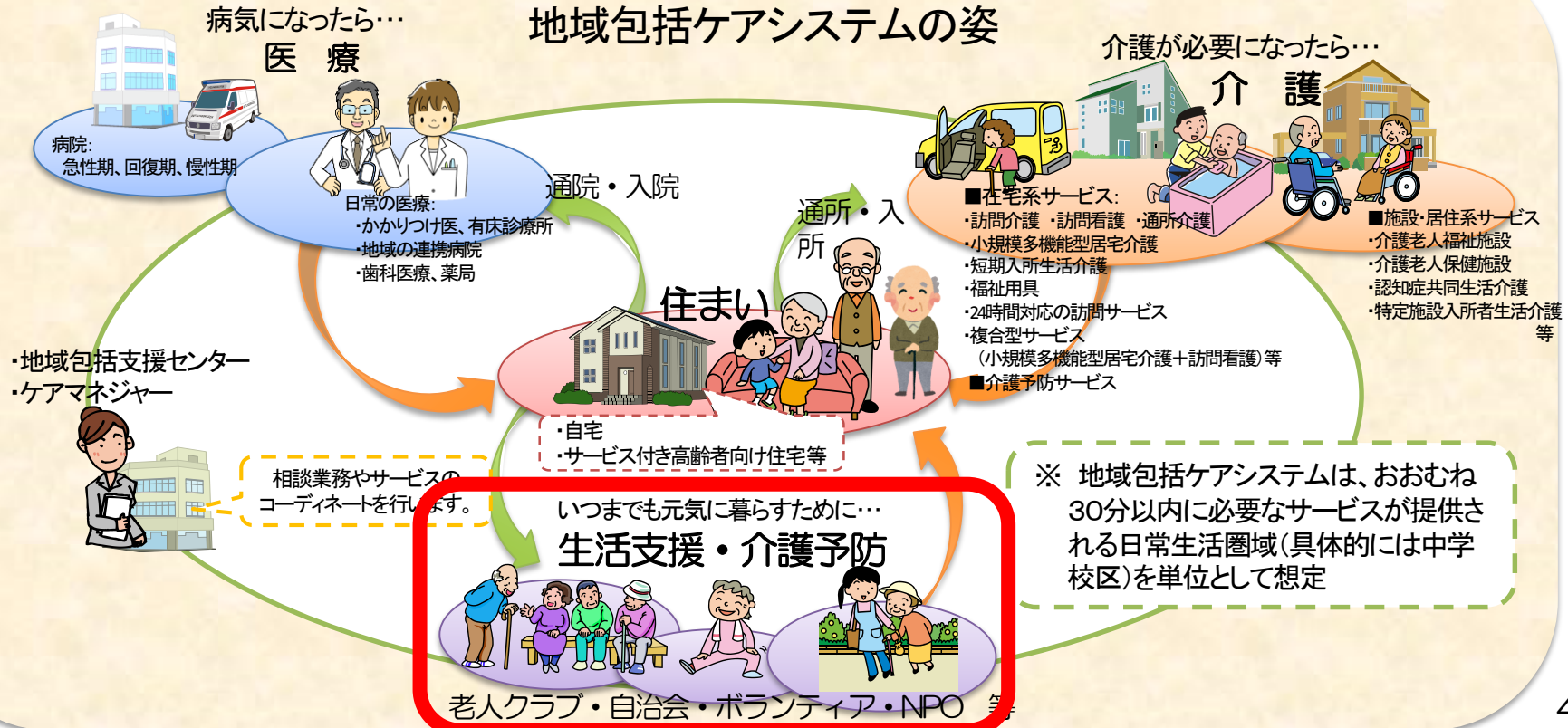
(包括的支援事業)

生活支援コーディネーター
協議体

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



若年層が減り、スーパーオールドが増える地域では、特に「健康寿命」で人生を全うできるような努力が必要

健康長寿の秘訣；千葉県柏市調査の結果より
(東京大学 高齢社会総合研究機構2012年)

健康長寿のポイント

①社会性がある、②毎日よく動き、③よく肉料理を食べる

これまでの調査では、高齢になると、筋力は努力して維持しなければ、年間数%の筋力や筋肉量が減っていくことは、分かっていた。しかし……

- 今回の調査で、筋肉量の減少の原因の最上流に「社会性」が位置づけられる。栄養状態が衰えて、血液中の各因子の値が落ちてから社会性が落ちるのではなく、社会性が衰えるところから活動性が低下し、負の連鎖が始まる、ということが明らかになった。
- 近所での集い、カラオケ、ゲートボール、散歩といった日常的な娯楽も十分「社会性」維持に役立つし、それが筋肉量の維持、フレイル予防につながる。
- 虚弱(フレイル)予防の視点から、筋肉量の減少(サルコペニア)を目的とした調査を実施。咀嚼力、どんな食事、どんな運動をしているかなども聞いた。

協議体の目的

- 地域住民が主体となり、関係する多様な活動主体が参加し、お互いの知恵を出し合い、活動を活発にするような「地域が元気になるための話し合いの場」を作ることが第1の目的。

協議体づくりの基本的留意点

- 関係者のネットワークによって、資源開発を含む地域づくりが実質的に進むことが最も重要。
- 協議体の設置主体が行政であっても、運営主体は参加メンバーの主体的・自発的な活動であること
- 生活支援コーディネーターは協議体のパートナー
- 住民主体の参画を基盤とした住民主体の協議体づくり

協議体運営のポイント

- 第1層の協議体は施策提案の協議や合意形成、研究的な検討の場にならざるを得ない
- 第2層か、それよりも小さなエリアを対象とする第3層が、実質的な開発やネットワークの場となる

協議体のメンバーの 共通理解を深める

- 協議体のメンバーが必ずしも、協議体の目的や生活支援コーディネーターの役割、地域づくりなどについて、十分な理解があるとは限りません。
- 協議体が機能するためには、メンバーがともに学び合い、話し合えるための基盤を作ることが大切です。
- 学び合う機会自体が協議体であると言えます

協議体は会議体ではない

- 協議体の基本はワイワイガヤガヤです。
- 笑いがあったり、ユニークな取り組みを披露し合うなど、自由に思ったことを話し合える雰囲気作りが重要です。
- リラックスした雰囲気が柔軟な発想を引き出し、様々なアイデアを生み出すことに大きな役割を果たします。

メンバーが交代したら

- 市町村によっては、あるいはエリアのサイズによって協議体のメンバーが交代することがあります。
- あとで入ったメンバーが気後れしないように、協議体運営者は、共通の理解が得られるように、協議体の目的を常に確認するようにしましょう。
- 話し合いが形だけにモノにならないようにすることが何よりも大切です。

まずは楽しい会議づくりを 目指しましょう

- ざっくばらんに、きどらずに自由に話
ができる雰囲気をつくる
- 普段から感じていることやアイデア
があれば遠慮せず話し合えることが
大事
- 司会者はみんなが話せているか
気を配る

平成29年 7月 3日
東松島市訓令甲第74号

東松島市生活支援体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実及び強化並びに高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

(事業の内容)

第2条 生活支援体制整備事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 生活支援体制整備に係る協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営（生活支援コーディネーター）

第3条 市長は、地域の住民による高齢者が日常生活を送るための軽微な支援（以下「生活支援サービス」という。）の体制の整備を推進していくため、生活支援コーディネーターを次に掲げる区分ごとに配置する。

- (1) 第1層生活支援コーディネーター 東松島市全域に1人
- (2) 第2層生活支援コーディネーター 市長が別に定める区域ごとに1人

2 生活支援コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域に不足する生活支援サービスの創出、生活支援サービスの担い手の養成及び高齢者が担い手として活動する場の確保
- (2) 個人の生活支援サービスの提供に係る関係者間の連携の体制づくり
- (3) 地域の支援に関する要望と生活支援サービスを提供するものの活動との調整
- (4) その他生活支援サービス体制の整備に関すること。

(協議会)

第4条 市長は、特定非営利法人、社会福祉法人、ボランティア団体その他の生活支援サービスに携わるものの間の情報の共有、連携及び協働による生活支援サービスの体制の整備を推進していくために、協議会を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活支援コーディネーターに対する補佐
- (2) 地域の生活に関する要望及び地域資源の把握
- (3) 生活支援サービスに係る企画、立案及び方針策定
- (4) 地域づくりにおける意識の統一
- (5) その他生活支援サービスの体制の整備に関すること。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委託)

第5条 市長は、生活支援体制整備事業を社会福祉法人その他市長が適当と認めるものに委託することができる。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

東松島市地域支え合い推進委員会設置要綱

平成 29 年 8 月 15 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人東松島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が東松島市から受託した生活支援体制整備に係る第 1 層の協議体及び本会が推進する地域福祉に係る協議体の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議体の設置及び名称)

第 2 条 協議体は、高齢者及びその他福祉サービスを必要とする者（以下「高齢者等」という。）に対する生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制の整備に関し、東松島市生活支援体制整備事業実施要綱（平成 29 年東松島市訓令甲第 74 号）に基づき、定期的な情報の共有・連携強化を図る場として設置する。

2 協議体の名称は、東松島市地域支え合い推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員会の業務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 生活支援コーディネーター業務の組織的な補完
- (2) 地域ニーズや既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進
 - ア アンケート調査
 - イ 資源マップの作成
- (3) 生活支援等サービスの企画、立案、方針の策定
 - ア 生活支援等サービスの担い手の養成
 - イ 地域に不足する生活支援等サービスの把握及びサービスの創出
 - ウ 元気高齢者等が担い手として活動する場の確保
- (4) 地域づくりにおける意識の統一の推進
 - ア 地域の関係者間の情報の共有
 - イ 生活支援等サービス提供主体間の連携の体制づくり
- (5) 情報交換の場、働きかけの推進

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、25 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる区分から推薦を受けた者を本会会長が委嘱する。
 - ア 行政機関
 - イ 地域包括支援センター、介護保険サービス事業所
 - ウ 地縁組織、社会福祉法人、福祉団体、市民活動団体
 - エ 公益法人、特定非営利法人、協同組合、民間企業
 - オ 第1層のコーディネーター
 - カ その他本会会長が必要と認める者

(任期及び報酬等)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員の報酬及び費用弁償は、予算の範囲内で支給することができる。ただし、行政機関及び本会の職員には、支給しない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、年4回以内とし、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

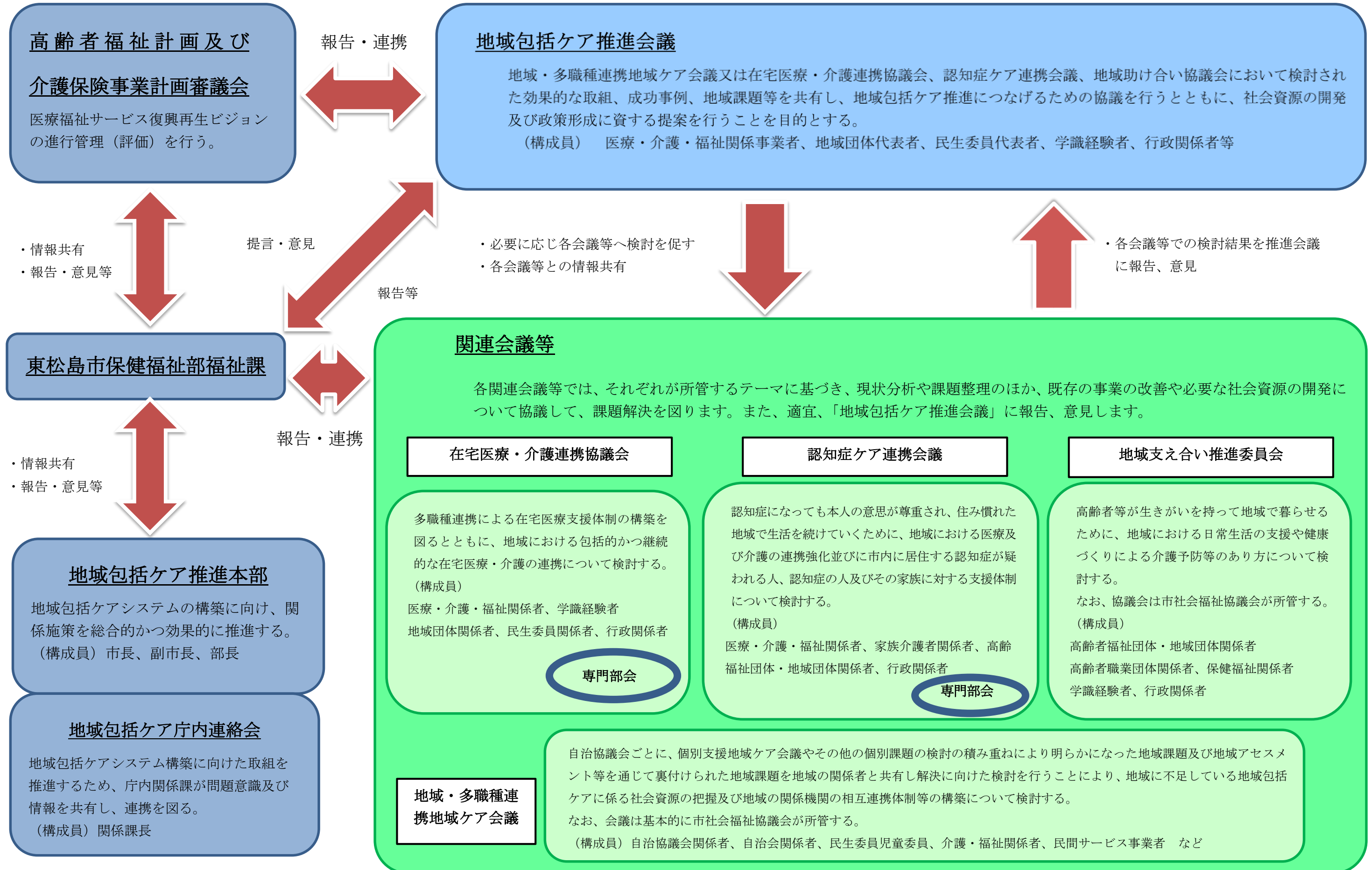
(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

東松島市地域包括ケアシステム 推進組織 関係図



協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置する**ことにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

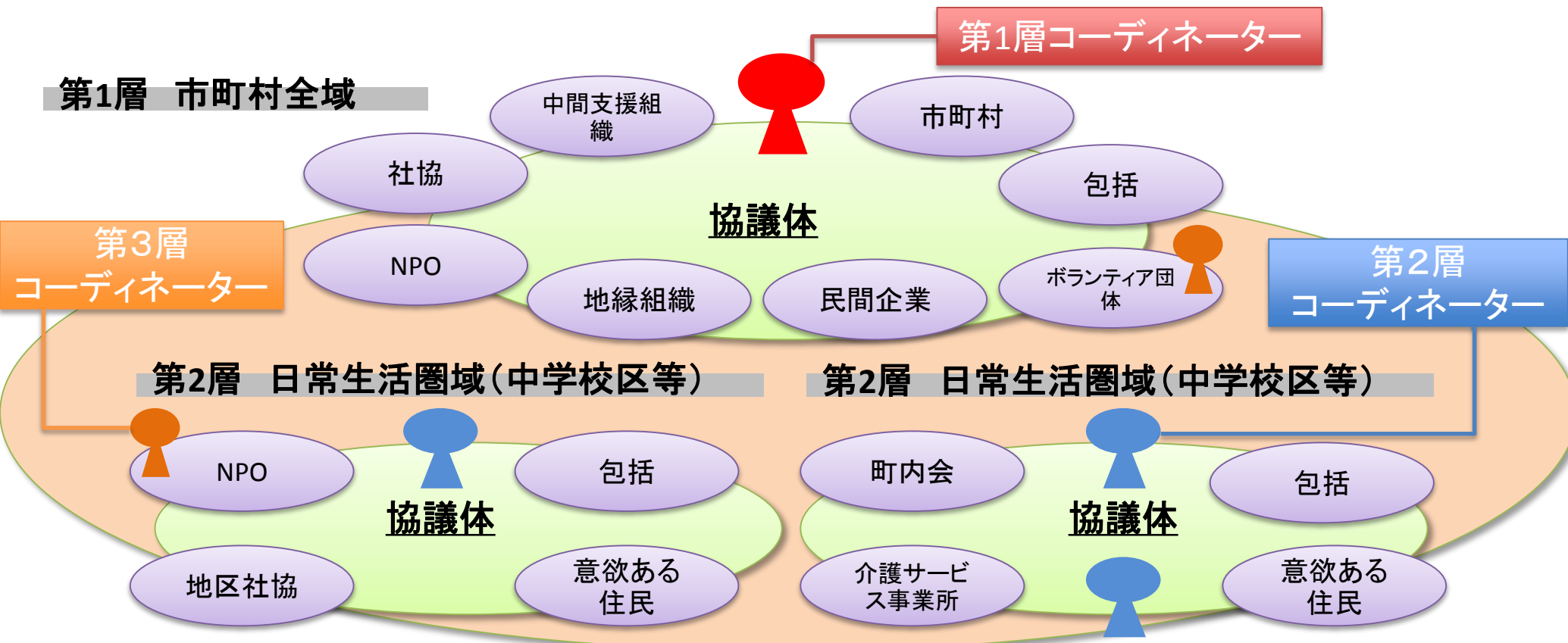
構成団体等

- 行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- コーディネーター
- 地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。





東松島の高齢者状況及び 地域での活動について



社会福祉法人東松島市社会福祉協議会

東松島市の現状

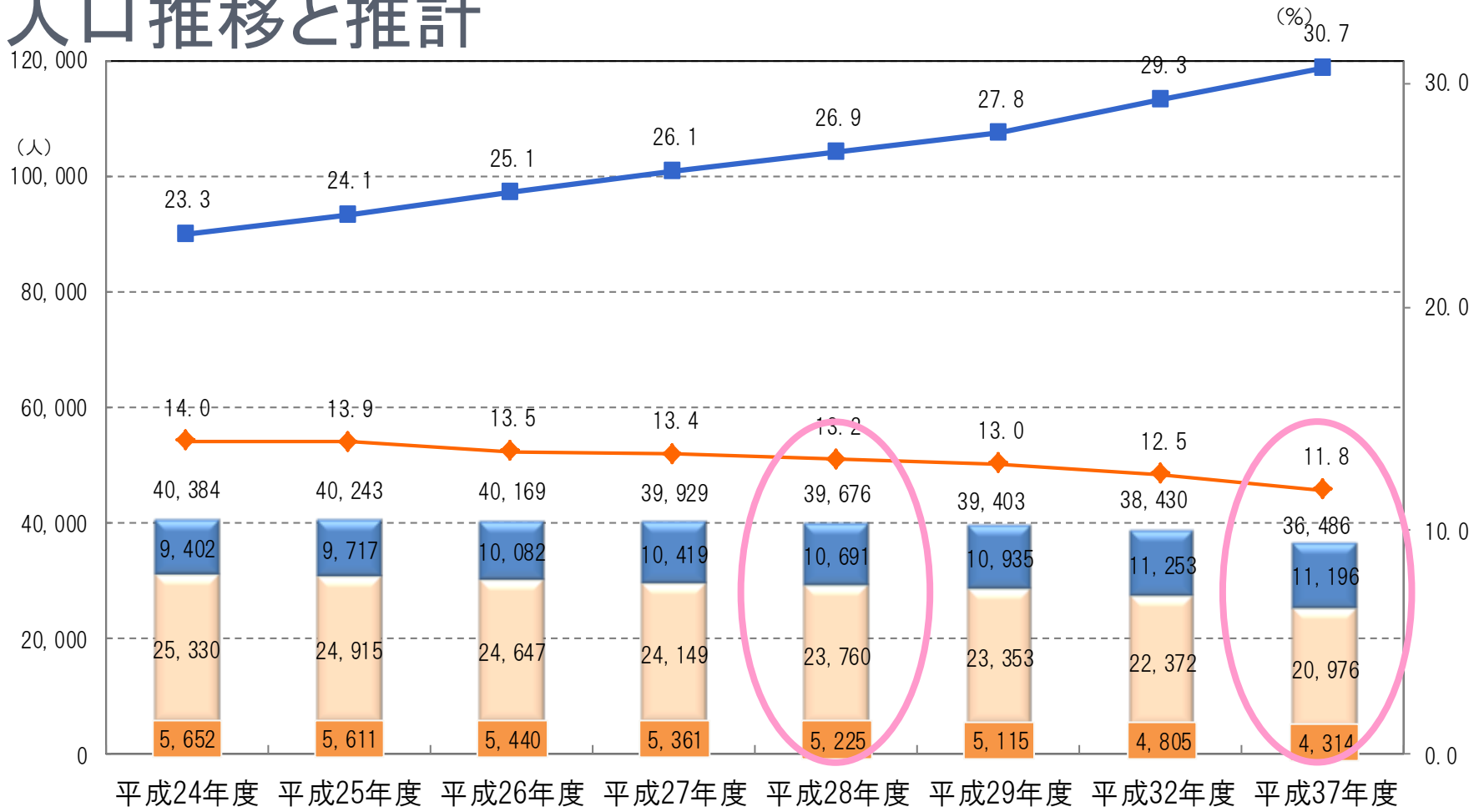
- ・総人口 40,189名
- ・高齢者人口 10,960名
- ・高齢化率 27.3%
- ・後期高齢者人口 5,289名
- ・要介護認定者数(要支援含む) 2,065名

[うち40～64歳(二号被保険者)要支援要介護認定者53名]

* 平成29年3月31日現在



人口推移と推計

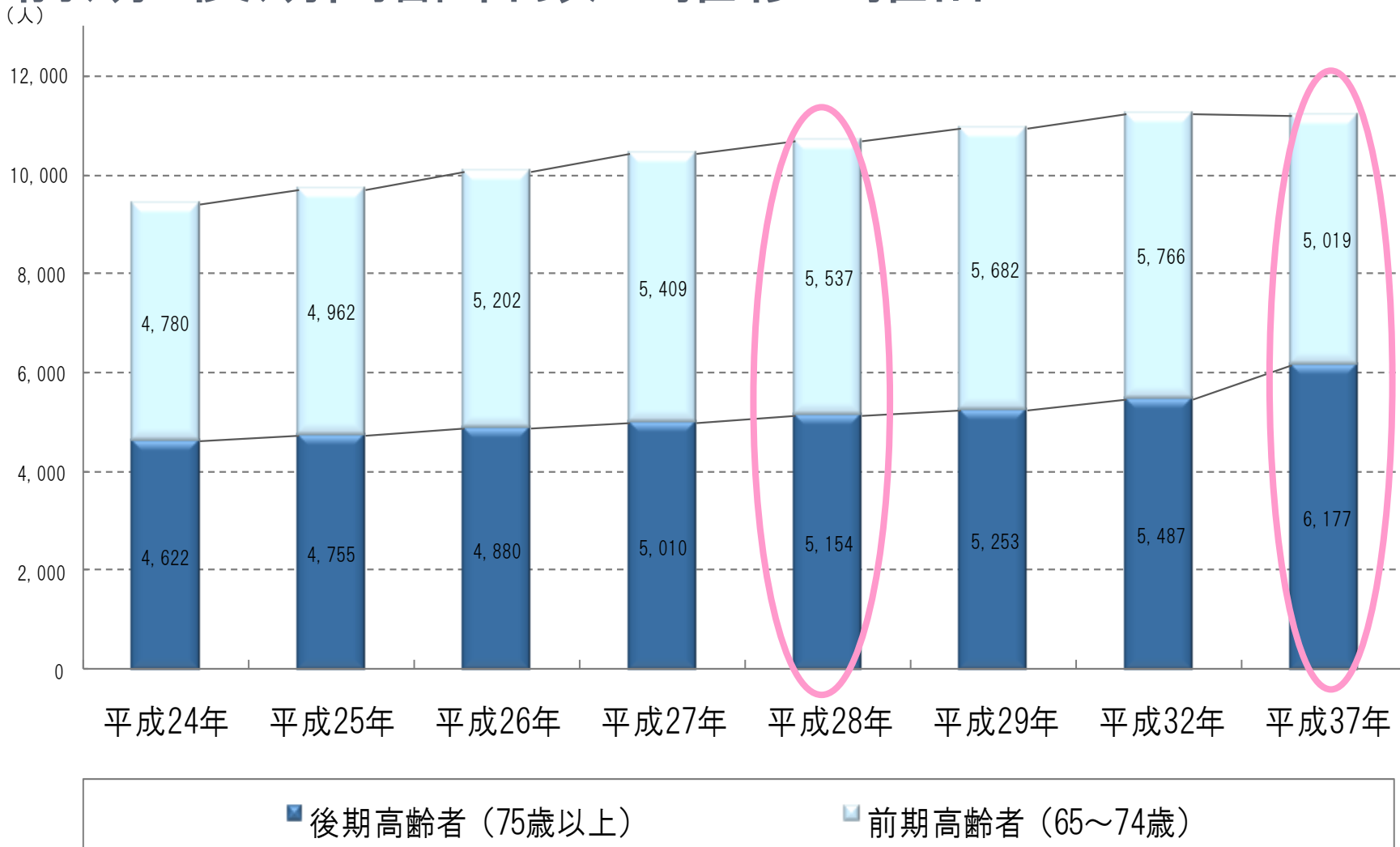


年少人口 (0~14歳)
 生産年齢人口 (15~64歳)
 高齢人口 (65歳以上)

年少人口割合
 高齢者割合



前期・後期高齢者数の推移と推計

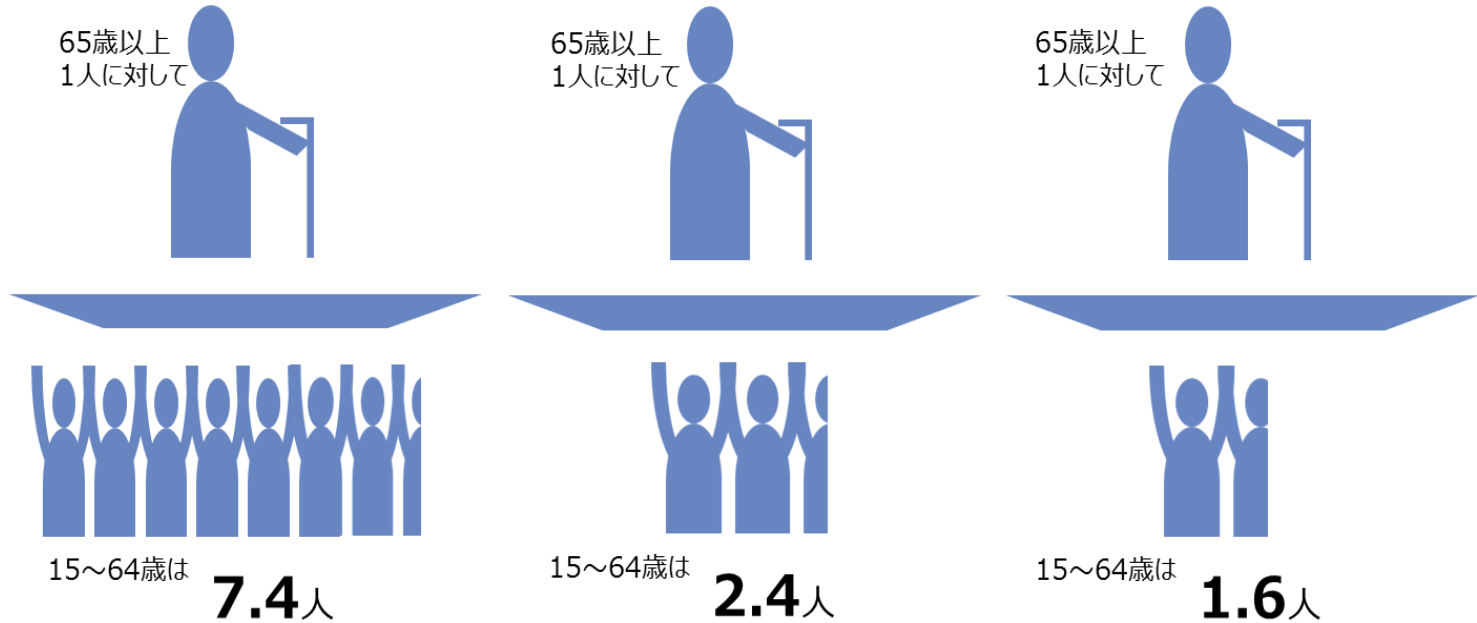


高齢化率と要介護認定

- 市内行政地区、自治会毎の高齢化率 地域差
高齢化6%~45% (市内平均27.3%)
- 高齢者が多い地域で要介護認定を受けている方が多いとは限らない
- 要介護認定を受けていない皆さんの生活は？
仕事や家事を続けている、体を動かしている、
地域の活動に参加、近隣の皆さんとの交流がある



図 65歳以上1人を支える人数



東松島市の人口	(1980年)	(2015年)	(2040年)
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口 36,865人 ✓ 年代別人口 <ul style="list-style-type: none"> 0-14歳 8,717人 (23.6%) 15-64歳 24,786人 (67.2%) 65歳以上 3,362人 (9.1%) ✓ 高齢化率* 9.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口 39,265人 ✓ 年代別人口 <ul style="list-style-type: none"> 0-14歳 5,467人 (13.9%) 15-64歳 23,739人 (60.5%) 65歳以上 10,059人 (25.6%) ✓ 高齢化率* 25.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口 33,865人 ✓ 年代別人口 <ul style="list-style-type: none"> 0-14歳 3,706人 (10.9%) 15-64歳 18,460人 (54.5%) 65-74歳 11,699人 (34.5%) ✓ 高齢化率* 34.5%

* 高齢化率・・・65歳以上の高齢者の人口に占める割合

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2013年(平成25年)3月推計)をもとに作成

東松島市いきいき百歳体操

- ★映像（DVD）を見ながら、ゆっくり体操をします。
- ★準備運動・7種類の筋力づくりの運動・整理体操で構成されています。
- ★体操時間は約40分です。週1～2回実施します。
- ★椅子を使うので安全です（椅子から立ち上がることができれば誰でもできます）。
- ★自分でおもりの重さを調整できるので、無理なく取り組めます。

自ら介護予防、私たちも支え手に

公助

- ・生活困窮に対する生活保護
- ・虐待防止

共助

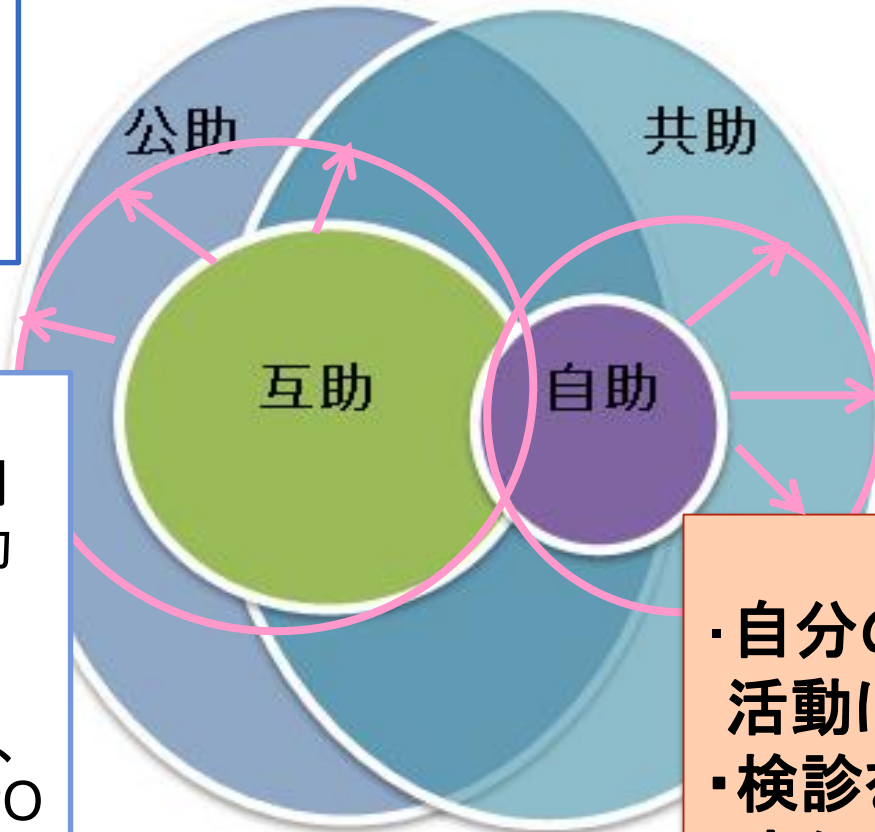
- 社会保険制度
- 医療や年金、介護保険制度

互助

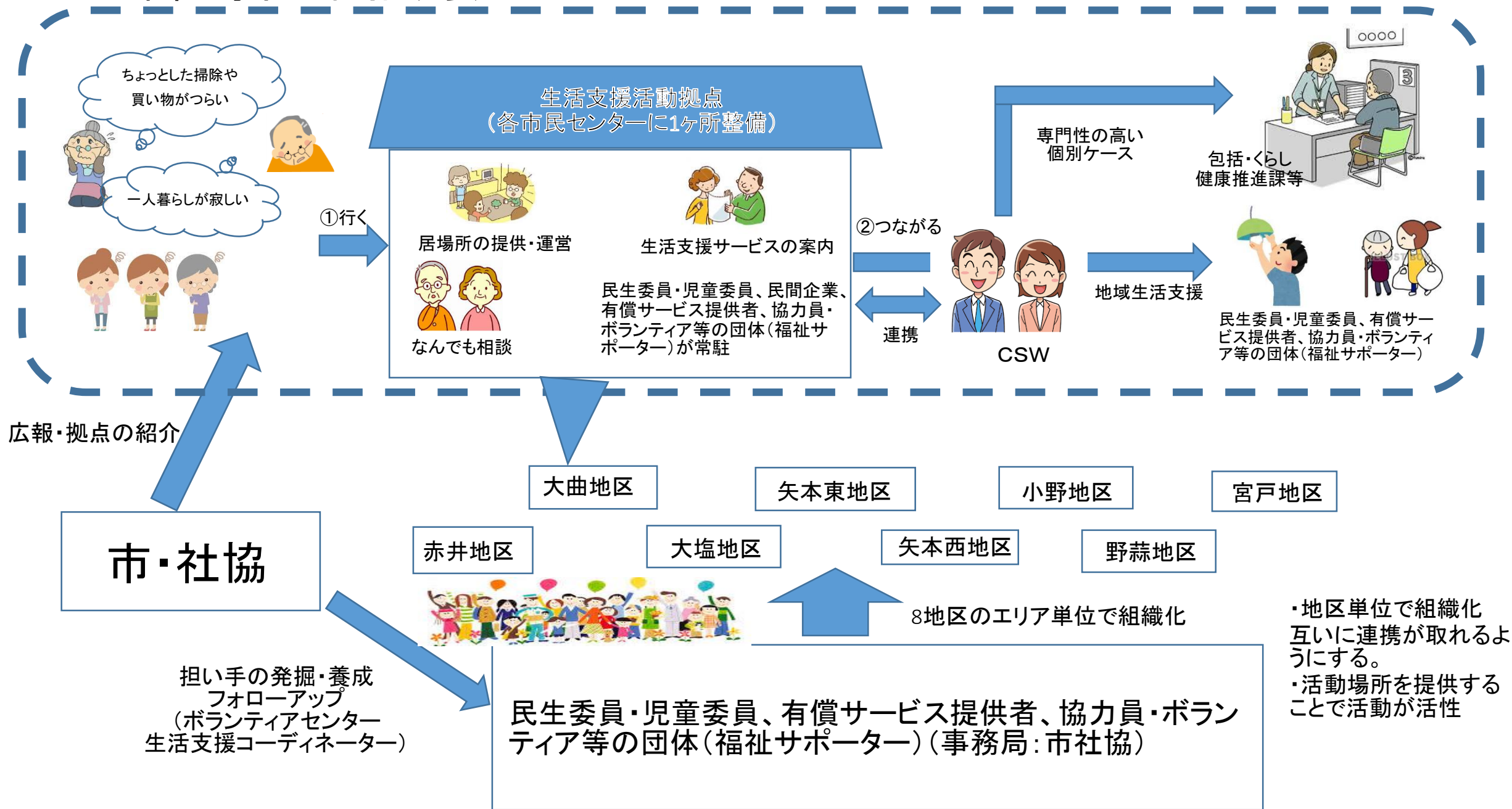
- ・家族、友人、仲間での活動等個人的な関係性を持つ人間同士が助け合う
- ・地域住民の活動、ボランティア活動、NPO活動

自助

- ・自分の力で介護予防活動に取り組む
- ・検診を受ける
- ・病気の時は受診



東松島市の目指す姿



平成29年度 生活支援体制整備事業年間スケジュール

平成29年9月5日現在

実施業務	内容	目的	実施方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1. 地域資源の把握	地域資源調査及び情報整理	地域資源の把握と、不足する資源・サービスについて確認。	・行政区ごとの一覧表整理 (H29～住民主体の生活支援：見守り、ゴミ捨て、買い物、移動支援)についても調査。	←継続調査→															
			・コミュニティ単位で愛好会活動、趣味活動等を把握し、カレンダー様式に整理(包括への情報提供へつなげる)	←継続調査→															
			・お茶会マップ作成方法及び手段について検討	随時入力及びシステム利用について業者と検討・修正→															
2. 担い手の発掘及び養成	住民研修会の開催	地域住民へ向けて支え合いへの意識を高める。	・まちづくり協議会と連携し開催。 ・外部講師を招いての全体研修会の実施	←継続調査→															
	有償サービスの立ち上げと運営についての研修会	「有償サービスの必要性」「立ち上げ方法」「先進地事例の紹介」等を通じ、新たな支え合いの可能性を探る。	・シルバー人材センターとの情報共有 ・市全体で1回開催。 ・ボランティアポイント制(仮)の仕組みづくり	←継続調査→															
3. 活動の場の発掘及び開発と地域に不足するサービスの創出	サロン活動の普及啓発	高齢者の生活支援や社会参加、生きがいづくり等を含めた地域づくりの体制整備として元気に活躍できる地域づくりと支え合い活動の充実・強化を図ることを目的として実施。	・活動の場の発掘と啓発 ・百歳体操を通じた集いの場の普及(今年度15ヶ所)	←継続調査→															
			・社協ホームページ及び広報誌「ふれあいねっと」上にて活動内容を紹介(7月、9月、11月、1月、3月)	←継続調査→															
4. サービス実施情報の提供及び周知	社協ホームページ及び広報誌(社協だより)で地域活動についての啓発	地域住民へ広く周知し、介護予防の集いの場・社会参加、生活支援(支え合い)の意識を高める。	・社協ホームページ及び広報誌「ふれあいねっと」上にて活動内容を紹介(7月、9月、11月、1月、3月)	←継続調査→															
	事業説明(団体・地区)	社協支部長会議、民協定例会、地区懇談会、地域行事にて説明会を実施。	・会議の際に説明を実施。また要請に応じ、説明会を実施。	←随時実施→															
5. 関係者とのネットワーク化	地域ケア会議	他の関係機関との連携強化の場。情報共有はもちろん、より効果的に事業推進を行う。	・包括支援センターの地域ケア会議に参加。 ・地域福祉連絡会議への参加	←随時参加→															
	まちづくり協議会との連携	福祉活動について興味・理解のある方の活動の場等についてまちづくり協議会と連携することで事業推進をおこなう。	・連携方法について相談 ・市内8ヶ所のまちづくり協議会への説明・ネットワーク会議をきっかけに連携を強化。	←随時参加→															
6. 協議体の運営に関すること	協議体の設置(第1層)	住民主体の支え合いの仕組みを具現化していく。	・第一層協議体設置(10月開催)	←随時参加→															
	地域福祉ネットワーク会議(委員会)の開催・設置	H28年度の座談会で出た意見をベースに新たな仕組みの検討及び実施。	・市民センターごとに開催。(9月、2月)	←随時参加→															
7. 生活支援コーディネーター研修会・会議に関すること	各種研修会	生活支援コーディネーターとしてのスキルアップと知識の習得等、自己研鑽を重ねる。	・自己に必要なスキルアップを図るため、意欲的、積極的に参加。	←随時参加→															
				平成29年度				平成30年度				平成31年度							
				・地域福祉推進計画見直し				・第2期地域福祉推進計画 ・第二層協議体設置				・まち協ごとの地域計画策定							